

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年3月5日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称) せたがや福祉・介護応援アプリ構築・運用業務委託

#### (2) 目的

区では、「せたがやシルバー情報」やホームページ等により福祉・介護サービス等に関する情報を提供している。

それらに加えて、本業務では、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末により、介護者や高齢者、ケアマネジャーや介護事業者等に、相談窓口や福祉・介護サービスや介護施設の情報、地域の様々な活動等の情報を提供するアプリケーションを構築し、介護者等のニーズと各種サービスを適切に結びつけ、迅速な支援につなげることをサポートする。

#### (3) 業務内容

介護者や高齢者本人支援のための情報を発信するスマートフォン用のアプリを構築し、その運用等を行う業務として、次の業務を委託する予定である。なお、アプリ構築後の運用は、区の事務負担が極力軽減できる仕組みとし、運用面については受託事業者の作業とする。

##### ①アプリの構築

データベース作成、地図情報とリンクした施設情報の表示、利用者登録情報に基づく情報発信機能 等

##### ②運用

データベースの修正、地図情報の更新 等

##### ③保守

障害対応、アップデート対応、ログの管理 等

#### (4) 履行期間

平成27年度 契約の日（平成27年5月）から平成28年3月31日まで

※上記の期間以後も毎年度、当該アプリの運用・保守業務について、本件の受託事業者と随意契約する予定がある。ただし、平成27年度の契約を含め、当該業務について各年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

### 2 予算額

8,590,000円（消費税含む。構築から運用までの初年度経費総額）

### 3 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。  
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) スマートフォン用アプリの開発及び1年以上の運用実績があること。

### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案概要及び構築についての重要事項の考え方に関する事項
- (2) アプリの機能及び構成に関する事項
- (3) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (4) システムの運用及び保守に関する事項
- (5) 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- (6) 法人の実績（アプリの構築・運用実績含む）に関する事項
- (7) 見積金額の妥当性

### 6 手続き等

#### (1) 担当部課

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 担当 杉中、米沢、齋藤

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎（ノバビル）3階

電話 03-5432-2397 FAX 03-5432-3085

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成27年3月5日（木）～平成27年3月16日（月）

場所 上記（1）に同じ

方法 希望者に無償配布する（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/143/570/d00138280.html>

トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢の方 > 高齢者施策に係る計画・方針等 > （仮称）せたがや福祉・介護応援アプリ構築・運營業務委託事業者公募の実施について

- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法  
期限 平成27年3月16日(月)午後5時まで(必着)  
場所 上記(1)に同じ  
方法 持参または郵送。  
なお、郵送の場合は到着確認の連絡を必ず行うこと。
- (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法  
期間 平成27年4月2日(木)午後5時まで(必着)  
場所 上記(1)に同じ  
方法 持参に限る。

## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (10) 詳細は提案要求説明書による。